

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和3年10月22日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年10月22日（金）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

学校政策課 奥村主査、三好主事

3 件名

スクールバスの導入による通学路の安全確保について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・ルート図（案）の四角で表記されているものは検討中の停留所か。
- 目安として現在のレインボーバス及びナッシー号の停留所を記載したものである。スクールバスの停留所については、現在検討中である。
- ・スクールバスの運行は登下校時のみを想定しているのか。
- 通常日課、特別日課等、各学校の日課に合わせた登下校の際の運行を想定している。
- ・白井第二小学校のルート図（案）によると、七次台小学校区を白井第二小学校のスクールバスが運行することになる。七次台小学校については運行対象としていないが、保護者等から理解を得られるのか。
- スクールバスの導入については、交通量の非常に多い国道16号や歩道、路側帯の幅が狭い木下街道・風間街道などの道路が通学路となっている学校を対象校としている。七次台小学校を対象とした場合、約450人の児童が対象となり、運行するためには8～10台のバスを配備する必要がある。校舎前に多数のバスを乗降のため駐停車させることは交通事故のリスクがある。そのため、代替案として、要所への見守り人員の配置等を検討しており、保護者等の理解を得られるよう努める。
- ・見守り人員の配置は、七次台小学校のみを想定しているのか。
- 通学路の見守りについては、各学校で防犯ボランティアの方々にご協力をいただいている。七次台小学校区については、ボランティアの協力を得ることが難しかったため、会計年度任用職員による見守り人員の配置を検討したところである。他の学校についても、防犯ボランティアの高齢化等の課題を抱えている現状も踏まえ、今後、検討していく。
- ・バスの運行ルートはどのように決めていくのか

→運行ルートについては対象地区ごとに可能な限り保護者のニーズに合わせたルートを設定するため、両校とも学校、保護者を中心にスクールバス検討会を立ち上げる予定。

(指示)

- スクールバス運用における市としてのルールや対象者の選定理由を明確に説明できるよう整理しておくこと。
- 小規模特認校制度を活用した通学との整合性を図ること。
- 通学距離だけでなく、危険箇所の現状も考慮した上でルートを決定すること。
- 事業目的及び内容に沿った受託者を適切に選定するため、契約のスケジュールを整理しておくこと。
- 交付税措置がなされる見込みだが、定員12人以上（運転者を除く）が対象となるため、ワゴン車の運用については注意をすること。
- アンケートや説明会を通して、保護者の理解を得ながら進めていくこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部 学校政策課

件名	スクールバスの導入による通学路の安全確保について							
現状・課題	<p>先般、八街市で下校中の列にトラックが衝突し、5名が死傷する大変痛ましい事故が発生した。このような子どもを巻き込む交通事故等が発生する中で、子どもの安全を守ることの重要性は一層高まってきている。</p> <p>市では、通学路における児童の安全確保を図るため、「白井市交通安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき計画的かつ継続的に通学路の安全対策を実施している。</p> <p>しかしながら、交通量の非常に多い国道16号や歩道、路側帯の幅が狭い木下街道・風間街道などの通学路においては、対策が困難な箇所もあり子どもの安全確保がより一層効果的に図られることが課題となる。</p>							
付議事案	目的	通学路における児童の安全確保を図るため、白井第一小学校及び白井第二小学校における通学時の通行手段としてスクールバスを運行するもの						
	対応策	別添(案)により、令和4年4月から白井第一小学校及び白井第二小学校の児童の登下校の際、スクールバスの運行を試行的に実施する。						
論点(決定を要する事項)	事業実施の可否							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	他の学区も同様にスクールバスの導入について検討したが、対象児童数等の関係により、運行はできないと判断した。代替案として、要所へ見守り人員の配置等を検討している。							
スケジュール	R3.11月 教育委員会において補正予算案(債務負担行為)の承認 R3.11月 12月議会において補正予算(債務負担行為)を提案 R3.12月 入札 R4. 1月 契約 R4. 4月 試行的運行開始							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	有	定例記者会見(R3.11)	
	議会説明	有	議員全員協議会(R3.11)		広報・HP等	有	広報(R3.12)	
	市民参加	有	保護者説明会(R3.12)					
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (<input type="checkbox"/> 議員全員協議会 まで)						
参考情報	関係法令等							
	関係課							
	事業費 (概算)33,110 千円 (うち特定財源 千円)							
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	第一小学校区 第二小学校区	目的	学習・教育	手段

白井一小学校及び白井第二小学校におけるスクールバスの導入について（案）

1 目的

通学路における児童の安全確保を図るため、白井第一小学校及び白井第二小学校における通学時の通行手段としてスクールバスを導入する。

当該校については、交通量の非常に多い国道 16 号や歩道、側帯の幅が狭い木下街道・風間街道などの道路が通学路となっていること。また、遠距離通学であり、児童数が少なく集団登校が難しいこと等から、スクールバス導入の対象校としている。

2 対象者（見込数）

(1) 白井第一小学校 36 人

(2) 白井第二小学校 46 人

3 事業期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までは試行的な運行を行う。

4 事業内容

バス事業者へスクールバスの運行业務委託（車両も含めた全業務）

5 使用車両（受託者が用意する。）

対象地区ごとに道路状況、乗車人数に適した受託者所有の車両を使用する。

学校名	対象地区	バスの種類	定員	台数
白井第一小学校	河原子、神々廻西地区	マイクロバス	26 人	1 台
	神々廻東地区	マイクロバス	26 人	1 台
白井第二小学校	平塚地区	マイクロバス	26 人	1 台
	名内、今井地区	ワゴン車	10 人	1 台
	富塚、根、西白井地区	マイクロバス	26 人	1 台

6 運行ルート・時刻表

対象地区ごとに可能な限り保護者のニーズに合わせたルートを設定する。

平常日課、特別日課、朝練等、各学校の状況に合わせた時刻表を設定する。

7 試行運行について

令和4年4月から一年間は試行的にスクールバスの運行を実施する。

4月に運行を開始し、7月頃に保護者にアンケート調査を行い、9月頃にアンケート結果、利用状況等から次年度以降の運行を見直す。

8 利用者負担について

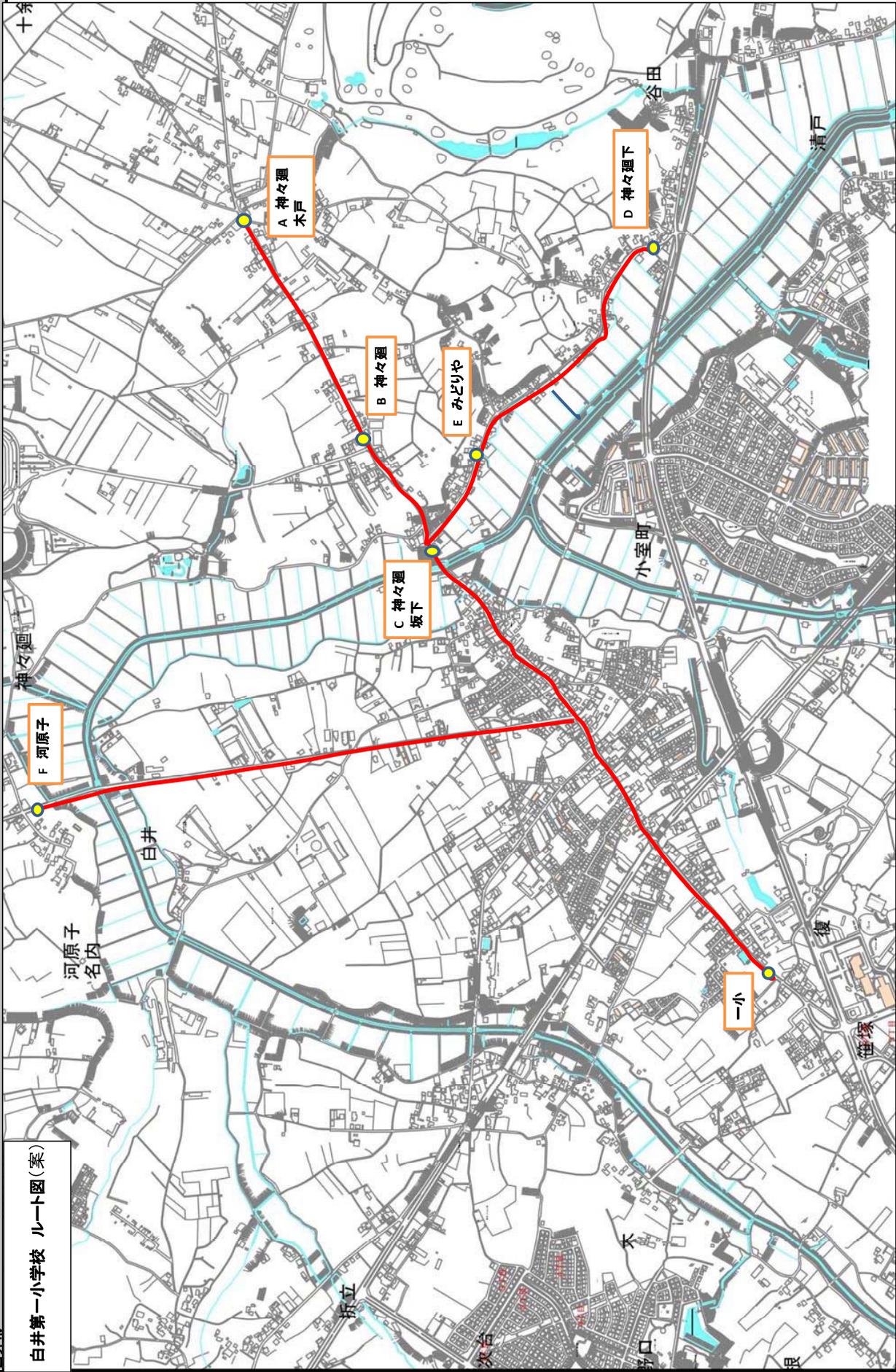
無料。

9 事業費（概算）

33,110 千円



十

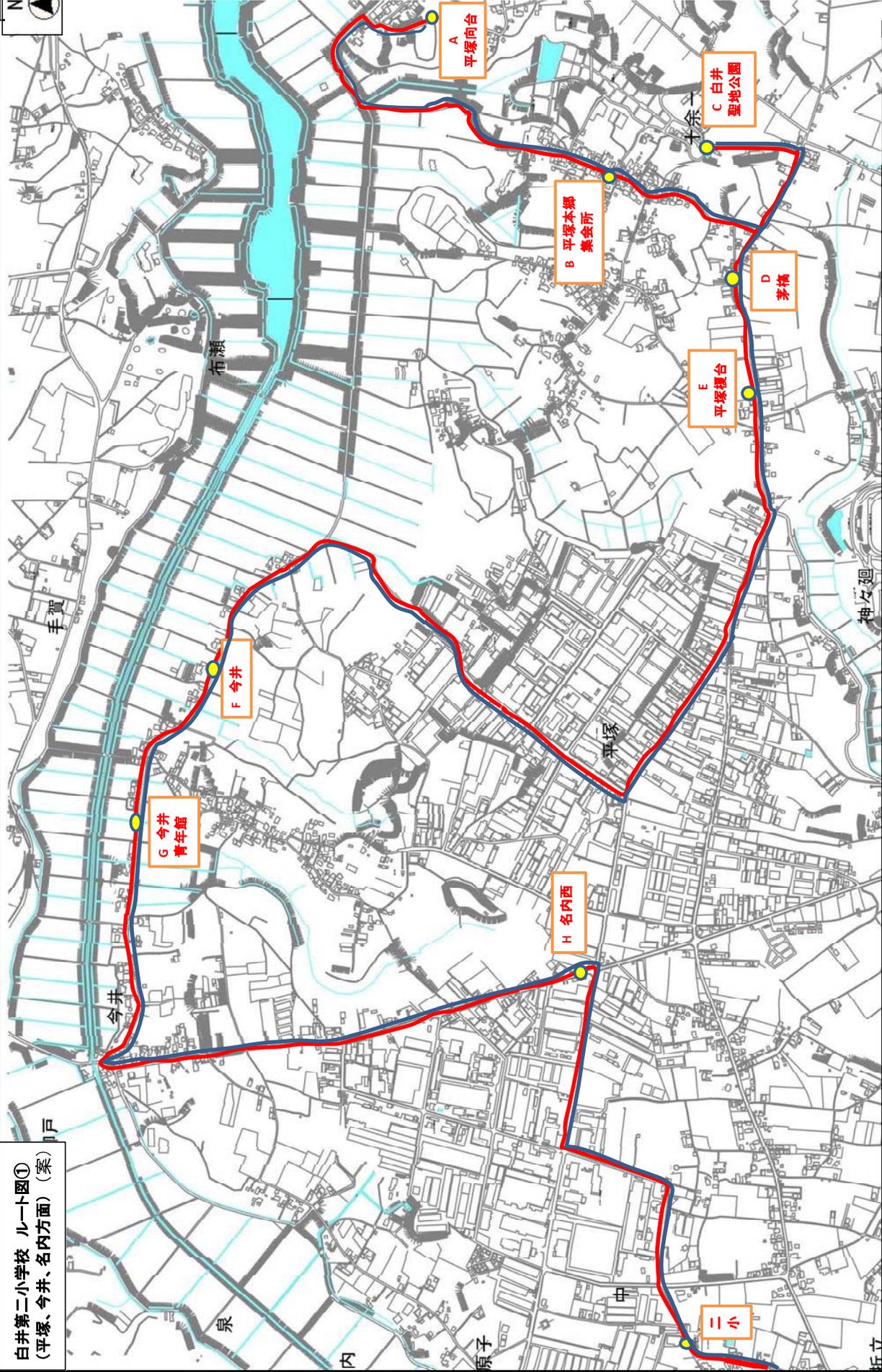


白井第一小学校 ルート図(案)

白井市

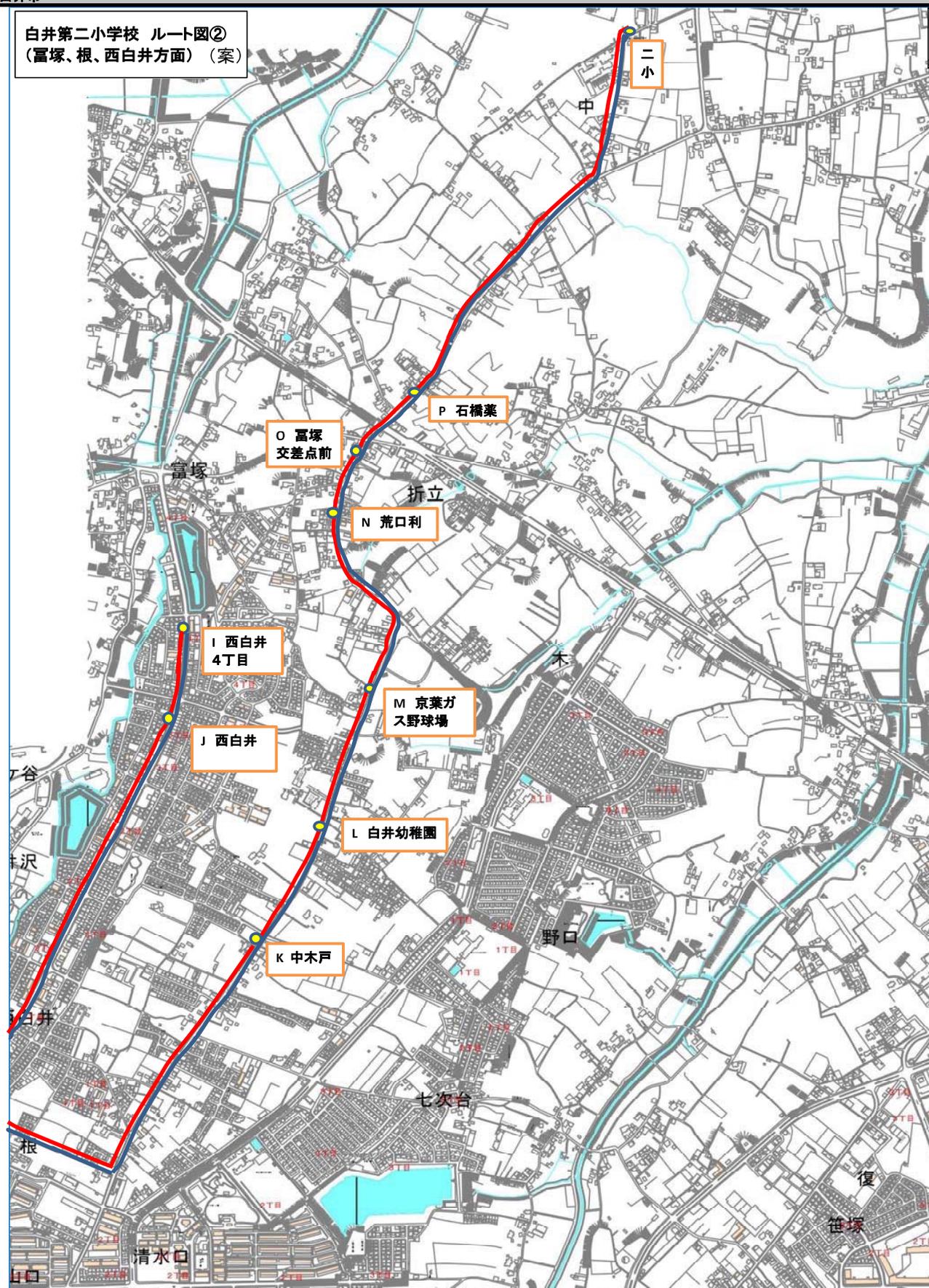
縮尺 1 : 10000

白井第二小学校 ルート図①
(平塚、今井、名内方面) (案)



縮尺 1 : 10000

白井第二小学校 ルート図②
(富塚、根、西白井方面) (案)



縮尺 1 : 10000